**公立大学法人秋田県立大学の会計監査人選定に係る企画提案実施要領**

|  |
| --- |
| １．目的 |

　この要領は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第36条に基づき、公立大学法人秋田県立大学の令和７事業年度に係る会計監査人を選定するための企画提案について定めるものです。

|  |
| --- |
| ２．任期 |

　公立大学法人秋田県立大学が作成した令和７年度の財務諸表について、法第34条第１項に基づき知事が承認する時までとします。また、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和８事業年度及び令和９事業年度についても再任する方針とします。

|  |
| --- |
| ３．選定方法 |

　会計監査人の選定方法は公募型プロポーザル方式とし、提出された企画提案書による提案者からのプレゼンテーションにより、審査委員会が提案内容を審査し、最も適当と判断される者を会計監査人として選定します。

|  |
| --- |
| ４．主催者 |

　秋田県（事務局　秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室）

|  |
| --- |
| ５．企画提案書に記載する内容 |

　企画提案書は、以下の項目について記載してください。

　（１）監査法人等の概要

①　名称、代表者氏名、所在地、出資金

②　公立大学法人秋田県立大学を担当する事務所の所在地

　③　直近事業年度の業務収入（営業収益）及び経常利益（当期利益）

　④　人員（社員数、公会計部門人員数）

　⑤　関与会社数

　（２）公立大学法人及び国立大学法人における会計監査の実績等

①　公立大学法人の会計監査の実績（法人名、対象年度）

　②　国立大学法人の会計監査の実績（法人名、対象年度）

　③　独立行政法人の会計監査の実績（法人名、対象年度）

　④　日本公認会計士協会及び中央省庁等公的機関における独立行政法人会計制度等に関連する検討会議等への関与実績（会議等名称及び参加者氏名）

　⑤　公立大学法人等に対する非監査業務の実績（法人名、対象年度、業務名）

　（３）公立大学法人秋田県立大学における会計監査人業務に関する提案

　①　監査計画（会計監査に係る予定監査実施日程）

　②　監査担当者の編成（実際に監査を行う予定担当者の構成及び実務経験）

　③　具体的な監査実施体制

　④　具体的な監査実施方法（監査の着眼点、重点項目、公立大学法人特有の方法等を含む）

　⑤　監事及び法人の内部監査体制との連携の考え方

　⑥　その他公立大学法人秋田県立大学の会計監査業務に関する有用な提案

　（４）監査報酬見積（令和８事業年度及び令和９事業年度についても記載）

　①　執務予定日数（延べ人日数）

　②　見積費用算定内訳（旅費等の必要経費を含む）

　③　見積費用の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの対応方法等を含む）

【参考】令和６事業年度に係る監査契約額：１４，３００，０００円（税込）

　　　　　※令和６事業年度における契約額の上限ではない。

　（５）その他参考となる事項

　①　過去３年以内に、金融庁又は日本公認会計士協会から監査上の重大な問題等における指摘（指導、処分含む）の有無（有の場合はその内容を記載）

②　日本公認会計士協会が実施した過去２回の品質管理レビューにおいて改善事項があった場合、その内容及び改善措置の内容

③　公認会計士法の規定により財務諸表について監査をすることができない者に該当し　　　　ないことの証明

　（６）本件に関する担当部署、担当者名及び連絡先

|  |
| --- |
| ６．企画提案書の提出部数等 |

　（１）提出部数は５部とします。監査法人にあっては監査法人の概要を記載したもの（パンフレット等）も併せて提出してください。

　（２）用紙サイズはＡ４判（縦横問わず）とし、ページ数は30ページ程度とします。

|  |
| --- |
| ７．提出期限 |

　　令和７年５月30日（金）午後５時までに持参又は郵送（必着）としてください。

|  |
| --- |
| ８．審査方法 |

　　令和７年６月下旬に企画提案者からのプレゼンテーション（説明15分以内、質疑10分）により審査を行います。プレゼンテーションの実施においては、提出された企画提案書によることとし、追加資料の提出及びパソコンの使用は認めません。審査日時については、企画提案書提出者に後日別途お知らせします。

|  |
| --- |
| ９．会計監査人の選任と契約 |

　　選定後、知事が会計監査人として選任した旨の通知を、公立大学法人秋田県立大学に対して行い、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとします。

|  |
| --- |
| 10．提出・問い合わせ先 |

　　〒010－8570

　　秋田市山王四丁目１番１号　秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課高等教育支援室

　　TEL 018－860－1223

|  |
| --- |
| 11．提案内容に関する照会等 |

　　審査の参考とするため、企画提案書記載事項に関し、文書又は電話等により照会することがあります。

|  |
| --- |
| 12．選定結果の通知 |

　　選定結果は全ての企画提案書の提出者に対し、令和７年７月上旬までに文書で通知します。

|  |
| --- |
| 13．費用 |

　　企画提案書の作成・提出等に要する全ての費用は、提案者の負担とします。

|  |
| --- |
| 14．その他 |

（１）企画提案書記載事項等に関する問い合わせは原則として文書によること。

（２）企画提案書の提出は、１者につき１案とすること。

（３）提出された企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めないこと。

（４）提出された企画提案書は、返却しません。

（５）提出された企画提案書は、会計監査人の選定以外に提案者に無断で使用しません。

（６）提出された企画提案書は、秋田県情報公開条例による公開の対象となることから、事前に守秘を要望する事項がある場合は、予め当該事項を指定すること。

（７）提出された企画提案書は、会計監査人の選定を行うのに必要な範囲において複写することがあります。

（８）秋田県立大学の概要については、秋田県立大学のウェブサイトを参照すること。